

## 入札の公告

北海道オホーツク総合振興局告示第47号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年（2023年） 月 日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 和彦

### 1 入札に付す事項

#### (1) 契約の目的の名称及び数量

物品の売払い契約（工事発生材） 砂 14,274.0 m<sup>3</sup>

#### (2) 引渡場所 常呂漁港

#### (3) 搬出期限 令和5年（2023年）5月31日（水）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道オホーツク総合振興局告示第46号に定める資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

### 4 入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目

オホーツク合同庁舎3階2号会議室

（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課）

#### (2) 入札日時 令和5年（2023年）3月29日（水）午前10時30分

（送付による場合は、3月28日（火）必着）

#### (3) 開札場所 (1)に同じ。

#### (4) 開札日時 (2)に同じ。

### 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### 6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### 7 郵便等による入札の可否

認める。

### 8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限以上の価格で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）

した者を落札者とする。

### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 その他

### (1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含めた額とする。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であることを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

### (3) 現場説明会

1 (1) に示した数量は、当部で測量した概数であるため、買受人に引き渡す数量とは誤差が生じることがあり、当該数量の受け渡しを保証するものではない。

実際の数量・品質規格等については、下見による現地確認の結果等を参考に各自で判断の上、入札金額を見積もること。

なお、下見せずに入札に参加した者は、下見をしたことと見なすものとする。

ア 日時 随時行方

イ 場所 常呂漁港ヤード

### (4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

イ 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

ウ 電話番号 0152-41-0708

### (5) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

### (6) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

### (7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

### (9) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。